

# 道路工事施行承認申請手続き

## 1 どんなときに申請するか

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行うときは、道路管理者(土木事務所長)の承認を受ける必要があります。

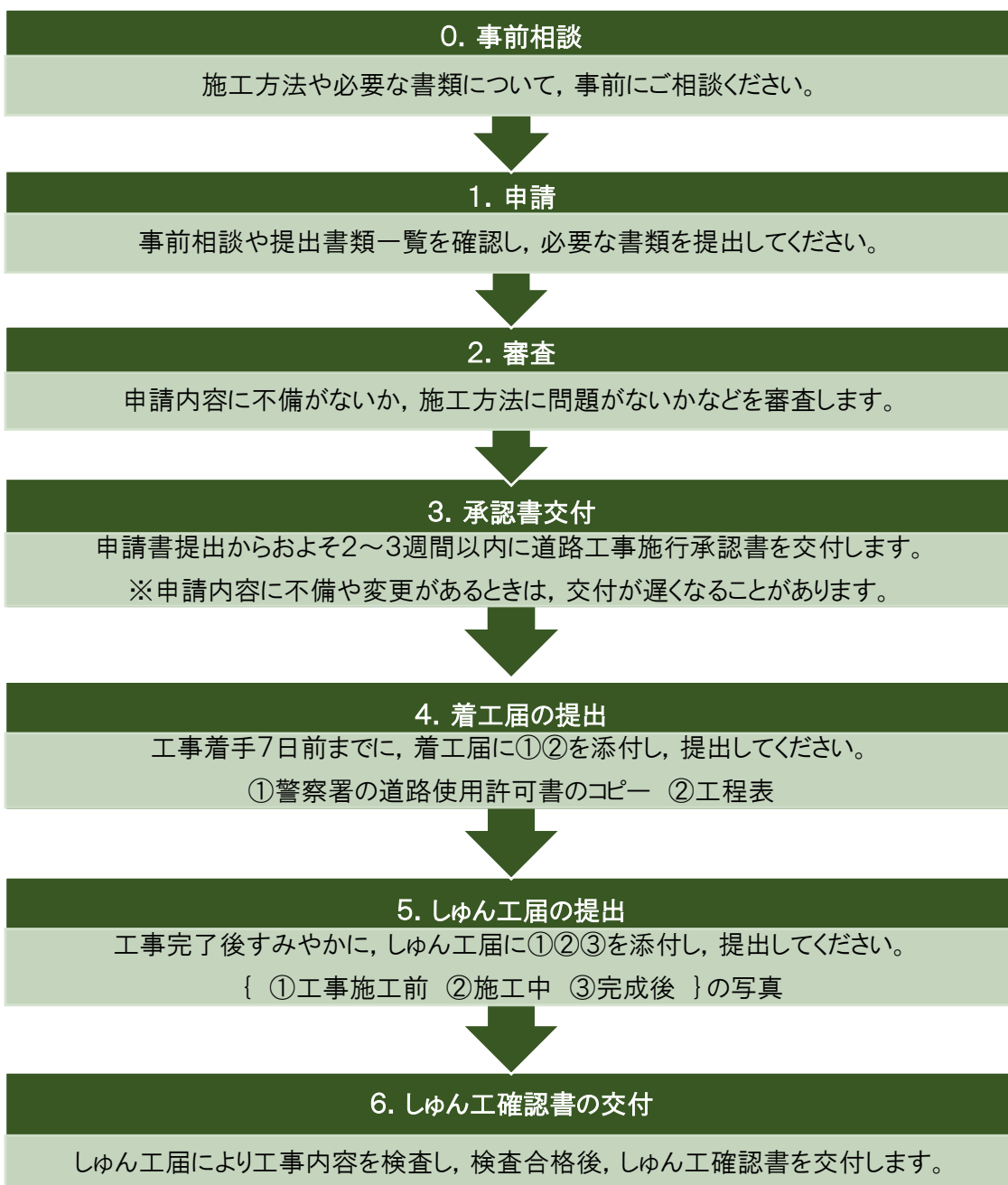
道路工事の費用は申請者の負担となりますが、工事後の道路の維持管理は、道路管理者が行うこととなります。

### 【道路工事施行承認が必要な例】

- ・ 店舗や自宅前の縁石を撤去し、乗り入れ口を設置したい。
- ・ 道路沿いの側溝の入れ替えを行いたい。 等



## 2 道路工事施行承認手続きの流れ



### 3 提出書類

必要な書類は以下のとおりです。

内容によって、不要となる書類もありますので、事前にご相談ください。

申請する際の注意事項は、「4 申請書を記入・準備するときの注意事項」に詳しく書いてあります。

#### 【提出書類一覧】

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 道路工事施行承認申請書 | (5) 構造図     |
| (2) 位置図         | (6) 現況写真    |
| (3) 平面図         | (7) 保安施設計画図 |
| (4) 横断図         | (8) その他     |

※原則1部提出です。2部必要となる場合もありますので、担当へご確認ください。

### 4 申請書を記入・準備するときの注意事項

	添付書類	項目	注意事項
1	道路工事 施行承認 申請書	申請者名	法人の場合，法人名及び代表者氏名（丸形判子）
		工事概要 (工事種別)	工事内容を記入 (乗入口取付工，〇〇撤去工，〇〇設置工等)
		工事概要 (施工数量)	面積，延長等記入 (A=〇〇㎡，L=〇〇m等)
		工事の期間	始期：「承認の日」または「具体的な日付」 終期：工事終了予定日
		施工方法	請負・直営の別 施工業者連絡先
		添付書類	該当箇所に○を記入
		備考	申請者と手続をする者が異なるときは，備考欄に 手続きをする者の氏名・連絡先を記入
2	位置図（1/50，000程度）	広域的な位置関係が把握できるもの	
3	平面図（1/500以上）	官民境界及び施工範囲が把握できるもの	
4	横断図（1/100以上）	路面掘削を伴う場合には舗装構成を記載	
5	構造図（1/50以上）	占用物件の構造が把握できるもの	
6	現況写真	最低3方向から撮影したもの	
7	保安施設計画図	工事より一般交通に支障が生じる場合に作成	
8	その他 (必要がある場合)	・ 求積図 ・ 配置図 ・ 同意書（第三者との利害関係が生じるとき） ・ 関係行政庁の許可書の写し ・ 公図写し 等	